\bigcirc 平成十五年三月四日環 境 省告示第一号(特定農薬を指定する件)の一部を改正する告示案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

		_	
エチレン、次亜塩素酸水(塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解し	一以外のもの	(略)	改正案
	\equiv	_	
重曹及び食酢	一以外のもの	(略)	
			現
			行